

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人やまゆり福祉会

八王子美山学園

## 1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある活動を阻むものです。八王子美山学園（以下「事業所」という。）では法人の基本理念に基づき利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、各事業運営規程に則り身体拘束を行わないという強い意識のもとに支援に努めます。

### (1) 障害福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2) 「緊急・やむを得ない場合」の適用三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、その特性を理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかし、厚生労働省が示している以下の3つの要素のすべてを満たすことがある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替制：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※やむを得ず身体拘束を行う場合は、以上3つの要件をすべて満たす場合に限りです。

## 2. 身体拘束等の適正化における基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を中心に十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべて

てを満たした場合のみ、本人・家族等へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束等を行った場合には、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束等を解除するよう努力をします。

### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者等の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会において検討を行います。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるように努めます。

### (4) 利用者・家族等への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。事業所は利用者及び家族等の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力が得られるように努めます。

## 3. 身体拘束等の適正化における体制

### (1) 委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて委員会を設置します。

#### ① 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討・検証及び手続
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

#### ② 委員会の構成員

- ・施設長
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援員
- ・看護職

- 事務局員
  - その他、施設長が必要と認める者（生活支援員以外の職員、職員以外の専門的知識を有する者等）
- ③ 委員会の開催  
年2回以上開催（必要時はその都度開催）
  - ④ 委員会記録の作成及び職員への開催状況等の周知

#### 4. やむを得ずに身体拘束等を行う場合の対応

本人又は利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

※規程第4条ただし書きにおいて、第2条第5号の行為を禁止しているが、向精神薬の過剰投与は、身体拘束の行為を規定しているものであり、本手続によるよっても、その制限は解除できない。

##### ① 委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等を行わない場合のリスクについて検討します。身体拘束等を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認したうえで、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族等に対する説明書を作成します。

また、身体拘束解除に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努めます。

なお、委員会を開催するいとまがなく、緊急に身体拘束を行った場合は、できるだけ速やかに委員会を開催し、経過報告及びその内容について検証するものとします。

ただし、インフルエンザ等感染症対応マニュアルに基づき、隔離等を行った場合は、委員会に対しては報告のみでの対応とします。

##### ② 利用者本人や家族に対しての説明

当福祉会身体拘束対応規程(以下「規程」という。)第4条第1号に規定する様式を用いて、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合につい

ては、事前に利用者・家族等に対し、拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

### ③ 記録と再検討

法令上身体拘束に関する記録は義務付けられており、当事業所では規程第4条第3号に規定する様式を用いて、身体拘束の様子、心身の状況、経過、解除に向けての取組み方法などを記録します。また、当該記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討していきます。その記録は、5年間保存し、家族等からの要望があった場合には提示します。

### ④ 拘束の解除

③の記録及び再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族等に報告します。

## 5. 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

生活支援に係るすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新任職員に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## 6. 利用者等に対する指針の公開

この指針は、利用者・家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な情報の発信に努めます。

### 附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。